

宝塚市^{がい}障害福祉サービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染者等に該当した^{がい}障害者・児(以下「^{がい}障害者・児」という。)に障害福祉サービス等を提供する事業者等(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)に対し、予算の範囲内において^{がい}障害福祉サービス継続支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、障害福祉サービス事業者等の事業の継続の支援を行うとともに、^{がい}障害者・児の在宅生活の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 感染者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 感染者又はみなし陽性者と診断された者

イ 国立感染症研究所感染症疫学センターが定める新型コロナウイルス感染症に対する積極的疫学調査実施要領(令和3年11月29日版)に定義される濃厚接触者に該当する者

ウ 感染が疑われる者でPCR検査の結果、医療機関等により陰性と診断されるまでの間の者

エ 感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者

オ その他市長が認めた者

(2) 障害福祉サービス等 別表第1に掲げるサービスをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第22条に規定する本市の交付決定を受けた者のうち感染者等に該当する者に対して、障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者等とする。

ただし、前条第1号アに該当する者に対する同一日の支援に対して兵庫県が実施する「支援が必要な感染高齢者・障害児者に対するフォローアップ体制強化事業」による協力金を受ける者を除く。

(交付対象期間)

第4条 補助金の交付対象となる期間は、感染者等に該当した日から起算して14日を経過するまでの間とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、感染者等1人に対し障害福祉サービス等の提供を行った日について、1日につき4,000円とする。ただし、12月29日から翌年1月3日に上記サービスの提供を行った場合は、1日につき8,000円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする対象事業者（以下「申請者」という。）は、宝塚市障害福祉サービス継続支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる関係書類を添えて、令和5年2月28日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、宝塚市障害福祉サービス継続支援事業補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により、申請者に通知する

(補助金の請求)

第8条 交付決定を受けた事業者が補助金を請求しようとするときは、速やかに宝塚市障害福祉サービス継続支援事業補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 他の法令等に基づく国、都道府県、市町村又はその他団体等の同様の補助金等の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、宝塚市障害福祉サービス継続支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、宝塚市障害福祉サービス継続支援事業補助金返還命令書（様式第5号）により、当該交付を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

(帳簿等の保存)

第11条 事業所は、補助事業の実施に関し、必要な事業記録や証拠書類等を、当該

補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、この要綱はなおその効力を有する。

別表第 1 (第 2 条関係)

障害福祉サービス等

障害福祉サービス等	居宅介護 重度訪問介護 その他市長が特に必要と認める障害福祉サービス等
-----------	---

別表第 2 (第 6 条関係)

関係書類

交付対象者	関係書類
障害福祉サービス事業者等	(1) 補助金の交付対象となるサービス提供の記録の写し (2) 個別支援計画 (3) 感染者等確認書 (別紙 1)